



国際通商交渉と制裁の威嚇

石黒, 馨

(Citation)

国民経済雑誌, 190(3):31-50

(Issue Date)

2004-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00055950>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00055950>



国際通商交渉と制裁の威嚇*

石 黒 馨

本稿の目的は、外国政府による制裁の威嚇が国際通商交渉に及ぼす影響について検討することである。本稿の主要な結論は、外国政府による制裁の威嚇が通商交渉の結果に及ぼす影響は、貿易自由化に対する自国の政府と国内構成員の政策選好の相違に依存して異なるということである。

キーワード 国際通商交渉, 制裁, 政策選好, 2 レベルゲーム

1 は じ め に

1993年7月10日、宮沢首相とクリントン大統領との日米首脳会談で「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」¹⁾が提唱された。この共同声明を受け、日米包括経済協議の自動車・同部品交渉が1993年9月から1995年6月にかけて行われた。この通商交渉で、米国政府は、米国製自動車・同部品の販売拡大のために日本の通商障壁の削減を数値目標の設定という形で要求した。日本政府はこの数値目標の設定には反対したが、最終的には米国通商法301条の制裁の威嚇によって、日本自動車メーカー各社が米国製部品購入の自主計画を作成し、米国に有利に交渉は妥結した。

クリントン政権は、一方的措置を伴う通商法301条によって威嚇しながら、結果重視の管理貿易を志向していた。その対日通商政策の特徴は、まず日本政府に数値目標を同意させ、つぎにその数値目標の達成のために産業界を行政指導させ、さらにもし数値目標が達成されなければ、通商法301条によって制裁の威嚇を行うというものである。²⁾

米国政府の制裁の威嚇は、日米自動車・同部品交渉において、通産省についてはクレディビリティがなかったと言われている（谷口，1997，192頁）。通産省は、通商法301条の発動を阻止し、管理貿易の要求を拒否したことを交渉の成果として挙げている（日本経済新聞社，1995，293頁）。しかし実際には、日本自動車メーカーが米国政府の制裁の威嚇に屈し、部品購入計画を「自主的に」公表したことが、交渉合意の決定的要因であった。米国政府の制裁の威嚇は、民間企業については十分にクレディビリティがあった。

米国政府は、日本政府と民間企業との間に政策選好の相違があることを認識し、交渉過程で制裁の威嚇の対象を通産省から日本自動車メーカーに切り替えた。通産省は、米国政府の

制裁の発動を覚悟し（日本経済新聞社，1995，284頁），その上で WTO 提訴の方向で準備していた。しかし，民間企業は制裁の回避を強く望んでいた。

本稿の目的は，制裁の威嚇が国際通商交渉の結果に及ぼす影響について検討することである。特に，政府と国内構成員との間に政策選好の相違がある場合に，制裁の威嚇が通商交渉の結果にどのような影響を及ぼすかについて検討する。ここでは，このような問題について国際交渉と国内交渉の相互依存関係を扱う 2 レベルゲームによって分析する。

本稿の主要な結論は，外国政府による制裁の威嚇が通商交渉の結果に及ぼす影響は，貿易自由化に対する政府と国内構成員（議会）の政策選好の乖離度に依存して異なるということである。外国政府による制裁は，自国の政府と国内構成員（議会）の選好が十分に近似している場合には，自国の通商障壁を低下させ，外国の通商障壁を上昇させる。しかし，自国の政府と国内構成員（議会）の選好が適度に乖離している場合には，通商交渉の結果に影響を及ぼさない。さらに，自国の政府と国内構成員（議会）の選好が十分に乖離している場合には，自国の通商障壁を低下させるが，外国の通商障壁には影響を及ぼさない。

以下，本稿はつぎのように構成される。第 2 節で，国際通商交渉と制裁の威嚇に関するモデルを構成し，第 3 節で，国際通商交渉の均衡について検討する。第 4 節では，日米自動車・同部品交渉を取り上げ，制裁の威嚇と交渉結果について分析する。最後に，本稿の結論を要約する。

2 国際通商交渉と国内政治

制裁の威嚇が国際通商交渉に及ぼす影響を検討するために以下のような簡単なモデルを構成しよう。このモデルは基本的に石黒（2003b）と同じである。³⁾はじめに国際通商交渉の枠組みについて説明し，その後通商交渉の経済モデルと通商交渉者の政治的支持関数について検討する。

2.1 国際通商交渉の枠組み

1) 行為主体：自国と外国の 2 国間の通商交渉を想定しよう。この通商交渉の主要な行為主体は，自国政府の交渉代表者，自国議会（国内構成員），外国政府である。自国政府の交渉代表者は，外国政府と通商交渉を行う一方で，自国議会（国内構成員）とも協定内容に関して交渉を行う。⁴⁾ 各行為主体は，政治的支持を最大にするように自国と外国の通商障壁の削減について交渉する。国内の消費者や民間企業は通商交渉に直接参加はしないが，各行為主体に政治的圧力をかけ，通商交渉の結果に影響を及ぼす。

2) ゲームの展開：この通商交渉ゲームは 2 段階で行われる。第 1 段階は自国と外国の政策決定に関するゲームであり，第 2 段階は各国の経済主体の最適化行動に関するゲームである。

第1段階のゲームで通商協定の可否が決定された後、第2段階のゲームが始まり、各国の消費者や企業が最適化行動を行う。

第1段階の通商交渉は国際交渉（政府間）と国内交渉（政府と議会）の2つのレベルで行われる。この交渉では、自国政府の交渉代表者が交渉内容の提案権を持ち、外国政府と自国議会（国内構成員）が拒否権をもつとする。自国政府の交渉代表者が外国政府に対して通商協定に関してある提案（take-it-or-leave-it offer）を行う。外国政府がそれを受け入れれば、その提案は自国議会の批准を得るために、議会に送られる。自国議会がその提案を批准すれば、政府間の通商協定は成立する。もし外国政府か自国議会がその提案を拒否すれば、通商交渉は決裂する。

3) 情報構造：各行為主体の選好やゲームのルールは共有知識である。各行為主体は共に、相互に通商障壁を削減し通商協定に合意すれば、国内の政治的支持を高めることができることを知っている。また少なくとも交渉が決裂した場合と同じだけの政治的支持が通商交渉によって得られることも知っている。ただし、通商交渉が決裂すれば、各国は独自に通商障壁（例えば、通商法301条による制裁関税）を設定することになる。

2.2 通商交渉の経済モデル

この国際通商交渉の均衡はサブゲーム完全均衡である。はじめに第2段階の経済均衡を明らかにし、その後で第1段階の通商交渉の均衡を求めよう。

自国の消費者の効用関数を $u = aX - (1/2)bX^2 + v$ とする。 X は両国企業が生産する不完全競争財の自国の消費量である。 v は両国において競争的に生産される価値尺度財で、その国内市場と世界市場の価格を1と基準化する。外国についても類似の効用関数を想定する。効用最大化の条件から、両国の $X(X^*)$ 財の逆需要関数は、 $p = a - bX$, $p^* = a^* - b^*X^*$ となる。 $p(p^*)$ は $X(X^*)$ 財の自国（外国）市場価格、 $a(a^*)$ と $b(b^*)$ はパラメータである。このとき、自国（外国）の $X(X^*)$ 財の消費者余剰 $CS(CS^*)$ は、 $CS = (1/2)bX^2$, $CS^* = (1/2)b^*X^{*2}$ のようになる。

X 財を生産する企業が自国内に n 企業（国内企業）あり、外国に $m+1$ 企業あるとしよう。外国にある $m+1$ 企業のうち、 m 企業は自国企業が直接投資によって設立した在外企業であり、残りの1つは外国企業である。それらの企業は生産した財を両国市場へ供給する。このとき、両国市場での総供給量 (X, X^*) は、 $X = ny_i + mx_j + z$, $X^* = ny_i^* + mx_j^* + z^*$ である。ここで、 $y_i(y_i^*)$ は国内企業の自国（外国）市場への供給量、 $x_j(x_j^*)$ は在外企業の自国（外国）市場への供給量、 $z(z^*)$ は外国企業の自国（外国）市場への供給量である。

国内企業の利潤 π_i は、両国市場への販売額から生産コストと外国市場への供給コスト（関税）を控除したものである。国外市場への輸送費はないとする。在外企業の利潤 π_j と外国企

業の利潤 π_i^* も同様に表すことができる。このとき、それぞれの企業の利潤は、 $\pi_i = y_i(p - c_y) + y_i^*(p^* - c_y - t^*)$, $\pi_j = x_j(p - c_x - t) + x_j^*(p^* - c_x)$, $\pi_z^* = z(p - c_z - t) + z^*(p^* - c_z)$ となる。ここで、 c_y , c_x , c_z はそれぞれ自国企業、在外企業、外国企業の限界費用（所与）で、以下では $c_x = c_z$ とする。 t と t^* は自国と外国の通商障壁を表す。

各企業は各国の通商障壁 (t , t^*) を所与としてクールノー型の競争を行うとしよう。このとき、自国市場での各企業の均衡供給量 (y_i , x_j , z) が(1)-(2)式のように得られる。ここで、 $\alpha = n + m + 2$ である。 $\alpha - 1$ はこの財市場の両国における総企業数である。

$$y_i = [(a - c_y) + (m + 1)(c_x - c_y + t)] / \alpha b \quad i = 1, \dots, n, \quad (1)$$

$$x_j = z = [(a - c_x - t) - n(c_x - c_y + t)] / \alpha b \quad j = 1, \dots, m. \quad (2)$$

関税率の下限は0%すなわち自由貿易である。その上限は自国市場から国外の供給を排除する輸入禁止的関税率 $t_{ex} = [a - (n + 1)c_x + nc_y] / (n + 1)$ ⁵⁾ である。国内企業数 n が増大し、自国市場が競争的になるほど、輸入禁止的関税率 t_{ex} は低くなる。

外国市場での各企業の均衡供給量 (y_i^* , x_j^* , z^*) と輸入禁止的関税率 $t_{ex}^* = [a^* + (m + 1)c_x - (m + 2)c_y] / (m + 2)$ も同様にして得られる。

$$y_i^* = [(a^* - c_y - t^*) + (m + 1)(c_x - c_y - t^*)] / \alpha b^* \quad i = 1, \dots, n, \quad (3)$$

$$x_j^* = z^* = [(a^* - c_x) - n(c_x - c_y - t^*)] / \alpha b^* \quad j = 1, \dots, m. \quad (4)$$

国内企業と在外企業および外国企業の利潤 π_i , π_j , π_z^* はそれぞれつぎのようになる。

$$\begin{aligned} \pi_i = & (p - c_y) [(a - c_y) + (m + 1)(c_x - c_y + t)] (1 / \alpha b) \\ & + (p^* - c_y - t^*) [(a^* - c_y - t^*) + (m + 1)(c_x - c_y - t^*)] (1 / \alpha b^*) \\ & i = 1, \dots, n, \end{aligned} \quad (5)$$

$$\begin{aligned} \pi_j = \pi_z^* = & (p - c_x - t) [(a - c_x - t) - n(c_x - c_y + t)] (1 / \alpha b) \\ & + (p^* - c_x) [(a^* - c_x) - n(c_x - c_y - t^*)] (1 / \alpha b^*) \quad j = 1, \dots, m. \end{aligned} \quad (6)$$

両国の通商障壁 (t , t^*) が国内企業の利潤 π_i に及ぼす影響は以下になる。これより国内企業は自国の通商障壁を引き上げ、外国の通商障壁を引き下げる誘因を持つ。

$$\partial \pi_i / \partial t = [y_i + ((p - c_y) / b)] [(m + 1) / \alpha] > 0 \quad i = 1, \dots, n, \quad (7)$$

$$\partial \pi_i / \partial t^* = -[y_i^* + ((p^* - c_y - t^*) / b^*)] [(m + 2) / \alpha] < 0 \quad i = 1, \dots, n. \quad (8)$$

両国の通商障壁 (t , t^*) が外国企業の利潤 π_z^* に及ぼす影響は以下になる。外国企業は自国の通商障壁を引き下げ、外国の通商障壁を引き上げる誘因を持つ。在外企業についても、

同様の誘因を持つ。

$$\partial \pi_z^* / \partial t = -[z + ((p - c_z - t)/b)] [(n+1)/\alpha] < 0, \quad (9)$$

$$\partial \pi_z^* / \partial t^* = [z^* + ((p^* - c_z)/b^*)] [n/\alpha] > 0. \quad (10)$$

自国（外国）の消費者余剰 CS (CS^*) は自国（外国）の通商障壁 t (t^*) の減少関数であり、消費者は自国の通商障壁を引き下げる誘因を持つ。

$$\partial CS / \partial t = -[ny_i + (m+1)x_j] [(m+1)/\alpha] < 0, \quad (11)$$

$$\partial CS^* / \partial t^* = -[ny_i^* + (m+1)x_j^*] [n/\alpha] < 0. \quad (12)$$

2.3 通商交渉者の目的関数

1) 政治的支持関数：この通商交渉には自国政府 (P)、自国議会 (C)、外国政府 (F) が直接的に関与する。それぞれの政治的支持関数をつぎのように想定しよう。

$$U_k(t, t^*) = s_{ck}CS + s_k n \pi_i + s_{mk} m \pi_j + t(m+1)x_j; \quad s_{ck}, s_k, s_{mk} \geq 0, \quad k=P, C, \quad (13)$$

$$U_F(t, t^*) = s_{cF}CS^* + s_F \pi_z^* + s_{mF} m \pi_j + t^* n y_i^*; \quad s_{cF}, s_F, s_{mF} \geq 0. \quad (14)$$

自国の政府と議会および外国政府の政治的支持関数 U_k ($k=P, C, F$) は、消費者余剰 (CS, CS^*)、企業利潤 ($n\pi_i, m\pi_j, \pi_z^*$) および関税収入 ($t(m+1)x_j, t^* n y_i^*$) から構成される。ここで、関税収入は、政府によって徴収され、消費者に一括して分配される。 s_{ck} (s_{cF}) は自国（外国）の消費者余剰、 s_k (s_F) は国内（外国）企業の利潤、 s_{mk} (s_{mF}) は在外企業の利潤のそれぞれのウェイトを表す。これらは消費者や企業の政治的圧力を表す指標である。

2) 最適な通商障壁：各行为主体にとって政治的支持を最大にするような通商障壁について検討しよう。自国の政府 (P) と議会 (C) および外国政府 (F) は、その目的関数を最大化するような通商障壁 t_k, t_k^* ($k=P, C, F$) を選択する。

$$(t_k, t_k^*) = \underset{(t, t^*) \geq 0}{\operatorname{argmax}} U_k(t, t^*) \quad k=P, C, F. \quad (15)$$

自国の通商障壁に関する政府と議会の最適水準 t_k ($k=P, C$) と外国の通商障壁に関する外国政府の最適水準 t_F^* は以下のように得られる。

$$\begin{aligned} t_k = & \{ (s_k - s_{ck}) (nb/n+1) y_i + [1 - (s_{mk} m (n+1)/(m+1) \alpha) \\ & - (s_{ck} (m+1)/\alpha)] (\alpha b/n+1) x_j + [s_k n (p - c_y)/(n+1)] \\ & - s_{mk} [m (p - c_x)/(m+1)] \} \beta \quad k=P, C, \end{aligned} \quad (16)$$

$$\begin{aligned} t_F^* = & [1 - s_{cF} (n/\alpha)] (\alpha b^*/m+2) y_i^* + [s_F + s_{mF} m - s_{cF} (m+1)] (b^*/m+2) x_j^* \\ & + [(s_F + s_{mF} m) (p^* - c_x)/(m+2)]. \end{aligned} \quad (17)$$

ここで、 $\beta = (m+1)/(m+1-s_{mk}) > 0$ である。自国の通商障壁の最適水準 t_k が正になるための十分条件は、① $s_k - s_{ck} > 0$ 、② $1 - (s_{mk}m(n+1)/(m+1)\alpha) - (s_{ck}(m+1)/\alpha) > 0$ 、③十分に小さい s_{mk} である。これらの条件は s_{ck} や s_{mk} が十分に小さい場合には満たされる。外国の通商障壁の最適水準 t_F^* が正になるための十分条件は、① $s_F + s_{mF}m - s_{cF}(m+1) > 0$ 、② $1 - s_{cF}(n/\alpha) > 0$ である。これらの条件も外国の消費者の政治的圧力 s_{cF} が十分に小さい場合には満たされる。以下、これらの条件が満たされると仮定する。

自国の政府と議会および外国政府の最適な通商障壁 t_k ($k=P, C, F$) は、消費者余剰や企業利潤に対するウェイト s_{ck}, s_k, s_{mk} ($k=P, C, F$) によって異なる。以下では、議会は、消費者余剰や在外企業よりも国内企業に関心を持ち、政府よりも保護主義とする ($t_C > t_P$)。

3) 目的関数：各行為主体の政治的支持関数を簡単な損失関数によって近似しよう。各行為主体は、その最適水準と現実の水準との差を最小化するように行動する。自国政府と自国議会および外国政府の目的関数 U_k ($k=P, C, F$) はそれぞれつぎのように表される。

$$U_k(t, t^*) = -(t - t_k)^2 - (t^* - t_k^*)^2 \quad k=P, C, F. \quad (18)$$

以下では、自国の政府も議会も外国の通商障壁については完全自由化を望み、 $t_P^* = t_C^* = 0$ とする。同様に、外国政府も自国の通商障壁については完全自由化を望み、 $t_F = 0$ とする。このような目的関数の想定によって、各行為主体の政治的支持の無差別曲線は同心円になる。自国の政府と議会および外国政府は、それぞれ最適な通商障壁の組み合わせ、 $(t_P, 0)$ 、 $(t_C, 0)$ 、 $(0, t_F^*)$ によって政治的支持を最大にすることができる。現実の通商障壁がそれぞれの最適な通商障壁から乖離すれば、それだけ各行為主体の政治的支持は低下する。

3 国際通商交渉の均衡と外国政府の制裁

外国政府の制裁が国際通商交渉の均衡に及ぼす影響について検討しよう。最初に国際通商交渉の均衡について明らかにし、その後、外国政府の制裁が通商交渉の均衡に及ぼす影響について検討する。

3.1 国際通商交渉の均衡

自国と外国の政府がナッシュ均衡を現状として通商交渉をするとしよう。ここで、自国の議会（国内構成員）は自国の通商障壁に対して最終的な拒否権を持っている。⁶⁾ すなわち、政府間交渉で合意した内容について議会の批准が必要になり、議会が拒否すれば、通商協定は成立しない。このとき、ナッシュ均衡は自国議会の反応関数と外国政府の反応関数の交点で決定され、 $N(t_C, t_F^*)$ となる。

国際通商交渉の均衡 (t_0, t_0^*) は(19)式のようになる。自国政府は (t_0, t_0^*) を提案し、自国

議会と外国政府はそれを受け入れる。この均衡は、行為主体の政策選好 (t_P, t_C, t_F^*) と、政府と議会の政策選好の乖離 $(t_C - t_P)$ という2つの変数によって決定される。

$$(t_0, t_0^*) = \begin{cases} (t_a, t_a^*) & t_C - t_P < t_Z - t_P \text{ のとき} \\ (t_P, 0) & t_Z - t_P < t_C - t_P < t_F^* \text{ のとき} \\ (t_d, 0) & t_F^* < t_C - t_P \text{ のとき} \end{cases} \quad (19)$$

ここで、 $t_d = t_C - t_F^*$ であり、 t_Z は $U_F(t_P, 0) = U_F(t_Z, t_F^*)$ によって定義される。また (t_a, t_a^*) は以下のように定義される。

$$(t_a, t_a^*) = \underset{(t, t^*) \geq 0}{\operatorname{argmax}} U_P(t, t^*) \quad \text{s.t.} \quad \begin{cases} U_C(t, t^*) \geq U_C(t_C, t_F^*), \\ U_F(t, t^*) \geq U_F(t_C, t_F^*), \\ t^* = -(t_F^*/t_P)t + t_F^*. \end{cases} \quad (20)$$

これを解けば、 (t_a, t_a^*) がつぎのように得られる。

$$t_a = t_C [1 + (t_F^*/t_P)^2]^{-1/2}, \quad (21)$$

$$t_a^* = t_F^* - t_C (t_F^*/t_P) [1 + (t_F^*/t_P)^2]^{-1/2}. \quad (22)$$

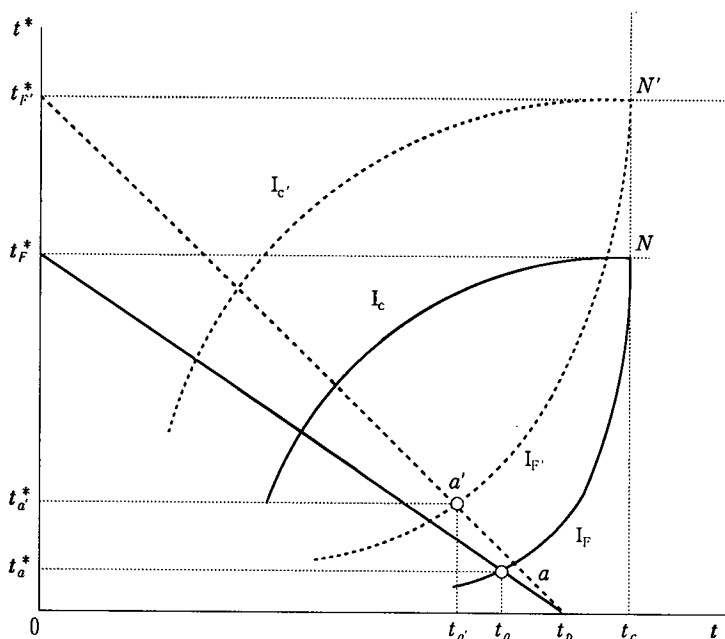
(t_a, t_a^*) は、契約曲線上にあり、かつ外国政府にナッシュ均衡（現状）と同じ水準の国内の政治的支持 $(U_F(t_a, t_a^*) = U_F(t_C, t_F^*))$ を与えるような自国と外国の通商障壁である。

通商交渉の結果は、(19)式のように政府と議会の政策選好の乖離 $(t_C - t_P)$ に応じて3つの領域に分けられる。領域① $(t_C - t_P < t_Z - t_P)$ ：政府と議会の政策選好が十分に近い場合には、自国政府と外国政府は契約曲線上の (t_a, t_a^*) を合意する。自国の通商障壁 t_a は自国政府の最適水準 t_P より低く、外国の通商障壁 t_a^* も外国政府の最適水準 t_F^* より低い。領域② $(t_Z - t_P < t_C - t_P < t_F^*)$ ：政府と議会の政策選好が適度に乖離している場合には、通商交渉の結果は自国政府の最適点 $(t_P, 0)$ になる。自国の通商障壁は自国政府の最適水準 t_P に等しく、外国の通商障壁は完全に撤廃される。領域③ $(t_F^* < t_C - t_P)$ ：自国の政府と議会の政策選好が十分に乖離する場合には、通商交渉の結果は $(t_d, 0)$ となる。自国の通商障壁 t_d は自国政府の最適水準 t_P より高く、外国の通商障壁は完全に撤廃される。

3.2 外国政府の制裁の効果

外国政府による制裁の威嚇は、通商交渉の結果にどのような影響を及ぼすだろうか。外国政府は、外国企業の政治的圧力の結果、その最適な通商障壁 t_F^* を上昇させる $(\partial t_F^* / \partial s_F = [z^* + (p^* - c_x)/b^*])(b^*/m + 2) > 0)$ 。このような外国政府の最適な通商障壁 t_F^* の上昇は、通商法 301条による制裁の威嚇に信憑性を与える。

図 1 領域① 外国政府の制裁の効果



領域①($t_C - t_P < t_Z - t_P$)において、外国政府が制裁を実施した場合に、交渉結果に及ぼす影響についてつぎの命題を得る。

命題 1 領域①($t_C - t_P < t_Z - t_P$)では、外国政府による制裁は、自国の通商障壁を低下させ、外国の通商障壁を上昇させる。

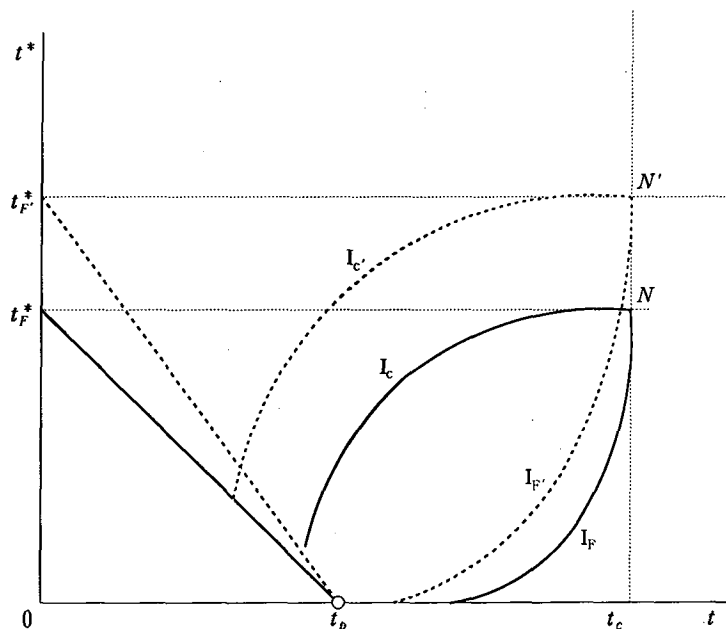
これは(23)-(24)式のように証明される。

$$\partial t_a / \partial t_F^* = - (t_F^* / t_P) (t_C / t_P) [1 + (t_F^* / t_P)^2]^{-3/2} < 0, \quad (23)$$

$$\partial t_a^* / \partial t_F^* = - (t_F^* / t_P) (\partial t_a / \partial t_F^*) + [1 - (t_a / t_P)] > 0. \quad (24)$$

図 1 は、領域①($t_C - t_P < t_Z - t_P$)において外国政府の制裁が交渉結果に及ぼす影響を表したものである。横軸は自国の通商障壁 t 、縦軸は外国の通商障壁 t^* を表す。 $(t_P, 0)$ 、 $(t_C, 0)$ 、 $(0, t_F^*)$ はそれぞれ自国政府 (P)、自国議会 (C)、外国政府 (F) の初期の最適な通商障壁を表す。 $N(t_C, t_F^*)$ はナッシュ均衡を表す。無差別曲線 I_C より高い政治的支持を表す集合は初期の自国のワインセット (win set) であり、無差別曲線 I_F より高い政治的支持を表す集合は初期の外国のワインセットである (Putnam, 1988)。国際通商交渉は、両国のワインセットに挟まれた契約曲線 (初期には $t^* = -(t_F^* / t_P)t + t_F^*$ 上で行われる。点 a は初期の国際通商交渉

図2 領域② 外国政府の制裁の効果



の均衡である。

外国政府が制裁を実施すれば、通商交渉の均衡は点 a' になる。外国政府の制裁 ($t_F^* \rightarrow t_F'$) は、点 a と比較して、自国の通商障壁を低下させるが、外国の通商障壁を上昇させる。外国政府が制裁を強めれば、ナッシュ均衡が上方に移動する ($N \rightarrow N'$)。これは自国のウインセットを広げ、外国のウインセットを狭める。外国の制裁は、自国の通商障壁を低下させるだけでなく、外国の通商障壁を上昇させる。

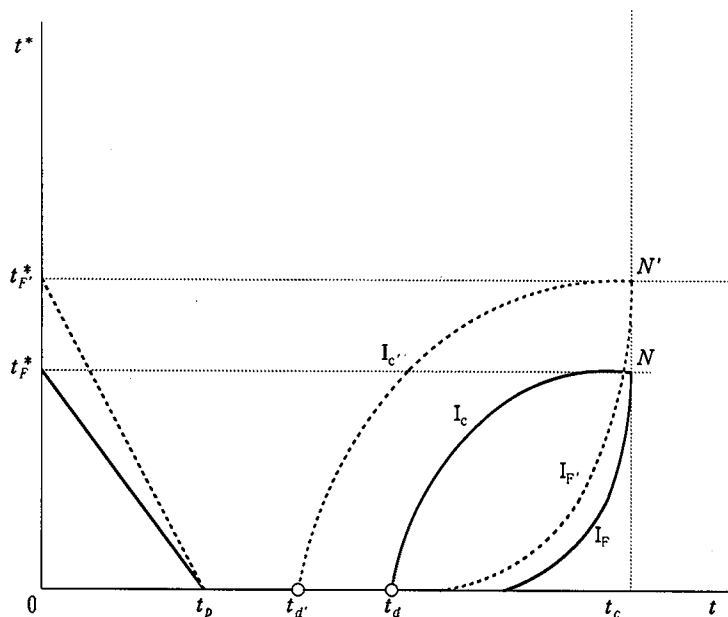
領域②と③に関する以下のような命題を得る。

命題2 領域② ($t_Z - t_P < t_C - t_P < t_P^*$) では、外国政府による制裁は、通商交渉の結果に影響を及ぼさない。

証明は図2を参照のこと。自国の政府と議会の政策選好が適度に乖離している場合には、外国政府が制裁しても、両国のウインセットの中に自国政府の最適点 $(t_p, 0)$ がある限り、交渉結果は $(t_p, 0)$ で変わらない。

命題 3 領域③($t_F^* < t_C - t_P$)では、外国政府による制裁は、自国の通商障壁を低下させるが、外国の通商障壁には影響を及ぼさない。

図3 領域③ 外国政府の制裁の効果



証明は図3を参照のこと。自国の政府と議会の政策選好が十分に乖離している場合には、外国政府が制裁すると、自国のウインセットが広がり、自国の通商障壁 t_d は低下する。しかし、外国の通商障壁は変化しない。

4 外国政府の制裁の威嚇と交渉結果：日米自動車・同部品交渉の事例

外国政府の制裁の威嚇は国際通商交渉の結果にどのような影響を及ぼすのであろうか。国内の政策選好を所与としたとき、外国政府の制裁の威嚇が国際通商交渉に及ぼす影響について、日米自動車・同部品交渉の過程をみながら検討しよう。

4.1 日米自動車・同部品交渉の議題と経緯

日米自動車・同部品交渉の議題と経緯について簡単に整理しよう。

1) 日米自動車・同部品交渉の議題：米国政府は、自動車・同部品交渉において日本政府に対してつぎの3つの要求をした。第1に、日本自動車メーカーが米国製自動車部品の購入計画を作成し、通産省がそれを行政指導すること。⁸⁾第2に、外国車取り扱いディーラー数を拡大すること。⁹⁾第3に、外国製部品の日本市場への参入機会を阻害している日本の補修部品市場の規制を緩和すること。米国製自動車部品の購入と外国車取り扱いディーラー数については数値目標の設定を求めた。

日本政府は、第1に、日本自動車メーカーによる米国製自動車部品の購入計画の作成と通

表1 日米自動車・同部品交渉の経緯

1993, 9	日米包括経済協議の自動車・同部品交渉の開始
1993, 10	客観基準について、米国は数値目標を要求、日本は数値目標を拒否
1994, 2	米国上院政府活動委員会が公聴会を開催
1994, 2	日米首脳会談で日本は数値目標を拒否し、交渉決裂
1994, 3	日本自動車メーカーが米国製部品購入の自主計画を公表、米国政府は日本政府の関与を要求
1994, 6	日米自動車・同部品交渉を再開、米国が将来の数値目標を要求
1994, 8	米国の超党派国会議員団が政府に通商法301条の発動を要請
1994, 9	米国が外国製部品購入計画の上積みを要求し、交渉決裂
1994, 10	通商法301条を日本の補修部品市場に適用、調査を開始
1994, 12	部品購入計画を政府間交渉の対象外とすることを条件に交渉再開に合意
1995, 1	民間企業の自主計画の上積みと政府間交渉合意の条件とすることを米国が表明
1995, 3	米国の超党派国会議員団が通商法301条の制裁期限の繰り上げを要請
1995, 4	通商法301条に基づく対日政策の準備を米国政府が本格化
1995, 5	部品購入計画の上積み問題で交渉決裂、通商法301条に基づき対日制裁リストを公表
1995, 6	日本自動車メーカーが部品購入の自主計画の上積みと公表、日米自動車・同部品交渉が政府間で合意

注) 日本経済新聞社 (1995) や通商産業省 (1997) などをもとに作成。

産省の行政指導については、米国の要求を基本的に拒否した。¹⁰⁾ただし、民間企業が行う自主計画の作成には、政府として関与しないという姿勢をとった。第2に、外国車取り扱いディーラー数の拡大については、独占禁止法の強化、ディーラーによる外国車取り扱いの自由や意思の表明、通産省による苦情受付窓口の設置などを提案したが、数値目標の設定については拒否した。第3に、補修部品市場の規制緩和については、「重要保安部品」の数の削減、「構造等変更」検査の規制緩和、専門整備工場の認定などを提示した。¹¹⁾しかし、「整備と車検」制度の分離については、安全確保や環境保全を理由に拒否した。

2) 日米自動車・同部品交渉の経緯：日米自動車・同部品交渉は、通商法301条を日本の自動車補修部品市場に適用する以前の交渉 (1993年9月－1994年9月) と、それを適用し制裁を前提とした交渉 (1994年10月－1995年6月) の2つに分けられる。

①通商法301条の適用以前：1993年9月に日米自動車・同部品交渉が開始された。交渉の主要な議題は、客観基準に数値目標の設定を認めるか否かであった。

1993年10月の次官級協議で、米国政府は、1995年以降の米国製部品の購入計画¹²⁾の作成を求める共に、客観基準に将来の数値目標を設定することを要求した。日本政府は、客観基準は過去の実績を点検するものであり、将来の目標を約束するものではないとして、米国の要求を拒否した (『日本経済新聞』, 1993年11月10日夕刊)。米国政府が要求する数値目標の設定には、日本自動車工業会も反対した (『日本経済新聞』, 1993年12月2日)。こうして、1994年2

月の細川首相とクリントン大統領の日米首脳会談でも、日本政府は数値目標の受け入れを拒否し、交渉は決裂した。

しかし、日本自動車工業会は、1994年2月下旬、通産省の要請を受け入れ、各社が米国製部品購入の自主計画を公表する可能性があることを明らかにした（『日本経済新聞』、1994年2月25日）。そして同年3月に、「国際協調のための自工会アクションプラン」を公表し、日本自動車メーカー各社が米国製部品購入の自主計画を公表した。こうした行動の背景には、米国政府による制裁の可能性があった。米国政府は、この民間企業の自主計画にさらに日本政府の関与、すなわち政府による保証を要求したが（U. S. Congress, 1994b）、日本政府はそれを拒否した。¹³⁾

日米政府間交渉が膠着状態にある中、1994年8月、米国の超党派国会議員（88人）が、クリントン大統領に9月末までに交渉が合意しない場合には、通商法301条を発動すると日本に警告するように要請した（『日本経済新聞』、1994年8月11日夕刊）。

こうした議会の圧力を受けながら米国政府は、1994年9月末の閣僚会談で、日本自動車メーカーが同年3月に自主的に公表した外国製部品購入計画の上積み、外国車取り扱いディーラー数の拡大、車検制度の廃止などを要求した。日本政府は、部品購入計画の上積みやディーラー数の拡大については、数値目標を設定しないという原則に反することや、民間企業の自主計画は政府の責任の及ぶ範囲外の問題であることを理由に、それらを拒否した。車検制度の廃止についても安全確保や公害防止の観点からその要求を拒否した（通商産業省、1997、71頁）。こうして、交渉は再度決裂した。

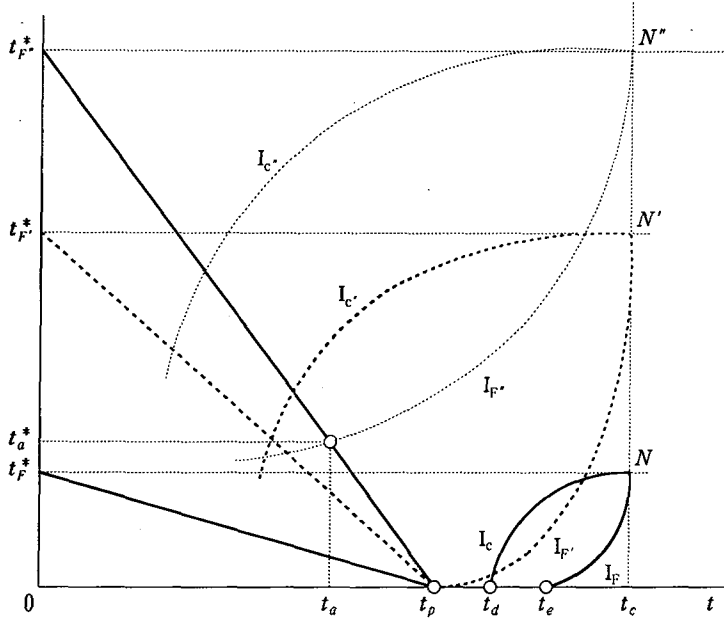
②通商法301条による制裁の威嚇：米国政府は、2度にわたる交渉決裂を受け、通商法301条による制裁を前提とした交渉に入った。1994年10月1日、米国政府は、通商法301条を日本の補修部品市場に適用し、調査を開始した（U. S. Trade Representative, 1995a）。

日本政府は、こうした米国の行動に反発しつつも、1994年12月の次官級協議で、数値目標や政府の権限の及ぶ範囲外の事項は交渉の対象にしないことなどを条件に交渉再開に同意した（通商産業省、1997、72-73頁）。しかし、米国政府は、1995年1月の次官級協議において、民間企業の部品購入の自主計画の上積み¹⁴⁾を政府間交渉の対象としないことを認めたが、これが政府間交渉合意の条件になるという姿勢を堅持した。このため、交渉は再び暗礁に乗り上げた。

こうした状況下で、1995年3月、米国議会上下院議員（95人）は、政府に対して同月末までに包括的な合意を達成するよう要請するとともに、この期限までに合意できない場合には、通商法301条の下で制裁を含む強い行動を執ることを要請した（通商産業省、1997、104-110頁）。

米国政府は、1995年4月以降、通商法301条に基づく対日制裁の準備を本格化した。¹⁵⁾ 同年5

図4 外国政府の制裁と交渉結果



月初旬のカナダでの閣僚会談では、外国車取り扱いディーラーシップと補修部品市場の規制緩和については交渉が進展した。しかし、部品購入の自主計画の上積みをも米国政府が交渉合意の条件としたために、交渉は決裂した。交渉決裂後、米国政府は、日本の補修部品市場に通商法301条を適用することを確認し、米国議会上院は、政府の方針を支持する決議を88対8の票決で採択した（通商産業省，1997，111，133頁）。

1995年5月16日、米国政府は、日本の補修部品市場が不公正であり米国の利益を制限しているという理由で、通商法301条に基づき日本製高級車¹⁶⁾13車種に100%（現行2.5%）の従価税を課すと発表した。最終決定は6月28日とするが、課税賦課は5月20日にさかのぼって適用¹⁷⁾するとした。日本政府は即座に、米国の一方的措置がWTOのルール違反であるとして、GATT第22条に基づく協議申し入れを行い、WTOにおける紛争解決手続きを開始した。¹⁸⁾

日米両国政府は、1995年6月22日からGATT第22条の協議をジュネーブで開催すると共に、次官級協議を行った。その後、閣僚会談を経て、同年6月28日に交渉が妥結した。交渉の最大の焦点は米国製部品購入の自主計画の上積み問題であった。この問題に関して、日本政府は、政府の責任の及ぶ範囲外の問題として民間企業が作成した自主計画¹⁹⁾への関与を拒否したが、米国政府は、日本自動車メーカー各社から米国製部品購入の上積みを実質的に得ることができた。²⁰⁾

4.2 外国政府の制裁の威嚇と交渉結果

図 4 は、自国の政府と国内構成員（日本自動車工業会）の政策選好を所与として、外国政府の制裁が強まる場合に、交渉結果に及ぼす影響を表している。この図では、交渉過程での各行為主体の選好が、 $(t_C, 0)$ ：国内構成員、 $(t_P, 0)$ ：自国政府、 $(0, t_F^*)$ ：外国政府のように表されている。

外国政府の初期の最適な通商障壁を t_F^* としよう。自国の政府と国内構成員の政策選好を所与として、外国政府の制裁を $t_F^* \rightarrow t_F^{*'} \rightarrow t_F^{*''}$ のように強化させると（例えば、米国企業の政治的圧力の結果、²²⁾ 米国政府が通商障壁を上昇させる）、契約曲線 $t_F^* t_P$ に影響を及ぼす。その結果、両国のウインセットが影響を受ける。外国政府が制裁を強化すると、外国のウインセットが狭まり $(I_F \rightarrow I_{F'} \rightarrow I_{F''})$ 、自国のウインセットは広がる $(I_C \rightarrow I_{C'} \rightarrow I_{C''})$ 。

外国政府の制裁の強化と共に、契約曲線が点 $(t_P, 0)$ を中心に右回転する。領域③ ($t_F^* < t_C - t_P$) のように、自国の政府と国内構成員の政策選好が外国政府の通商障壁に比べ十分に乖離している場合には、交渉可能領域は両国のウインセットで挟まれた $t_d t_e$ になる。このとき、交渉結果は $(t_d, 0)$ である。自国の通商障壁 t_d は自国政府の最適水準 t_P よりも高くなる。自国政府が自由貿易志向でも、自国の政府と国内構成員の選好の乖離が十分に大きい場合には、交渉結果はより保護主義的な国内構成員のウインセットに制約される。

外国政府の制裁が強まり、領域② ($t_Z - t_P < t_C - t_P < t_F^*$) のように、自国政府の最適点 $(t_P, 0)$ が両国のウインセットの中にある場合には、交渉結果は自国政府の最適点 $(t_P, 0)$ になる。外国政府がさらに制裁を強め、領域① ($t_C - t_P < t_Z - t_P$) のように、外国政府の通商障壁に比べ自国の政府と国内構成員の選好が十分に接近し、両国のウインセットの外に自国政府の最適点 $(t_P, 0)$ が出ると、交渉結果は外国のウインセットに制約されるようになる。このとき、交渉結果は (t_a, t_a^*) である。

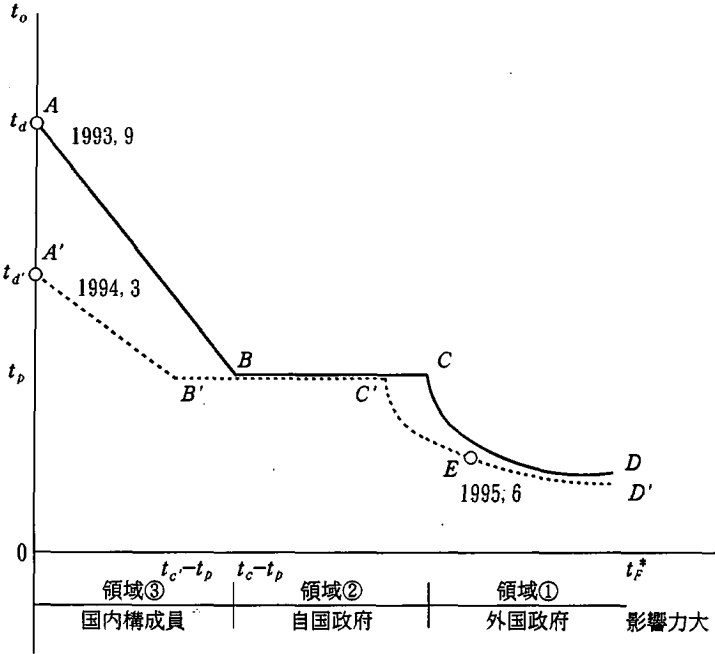
4.3 外国政府の制裁の威嚇と通商障壁

外国政府が制裁を強めたとき、交渉の結果決まる通商障壁はどのような影響を受けるだろうか。図 5 は、自国の政府と国内構成員の政策選好を所与として、外国政府の制裁が強まる場合に、交渉過程における行為主体の影響力や交渉結果にどのような相違をもたらすかを表している。横軸は、外国政府の最適な通商障壁 t_F^* を表し、右に行くほど外国政府の制裁が強まる。縦軸は、交渉の結果決まる自国の通商障壁 t_0 を表す。

外国政府の制裁と自国の通商障壁 t_0 との間にはつぎのような関係がある。第 1 に、自国の通商障壁 t_0 は、外国政府の制裁が強くなると共に低下する。自国の通商障壁 t_0 は t_F^* に関して、厳密ではないが単調減少になる。

外国政府の制裁 t_F^* と自国の通商障壁 t_0 との関係を表す曲線 $ABCD$ から分かるように、外

図5 外国政府の制裁と通商障壁



注) A : 1993年9月の交渉開始, A' : 1994年3月の自主計画の公表, E : 1995年6月の交渉妥結

国政府の制裁が相対的に弱い領域③では、自国政府の選好 t_p とは独立に、交渉結果は国内構成員のウインセットによって制約される。領域②では、自国の通商障壁 t_0 は政府の選好 t_p に規定され、外国政府の制裁が強まっても影響を受けない。外国政府の制裁がさらに強まり領域①に至ると、外国政府の制約を受けながら、自国の通商障壁 t_0 は低下する。

日米政府間交渉を妥結に導いた決定的要因は、制裁の威嚇の下で行われた日本自動車メーカーの部品購入計画の上積みである。日本自動車工業会は、1993年12月には米国政府の要求する数値目標の設定に反対し、1994年3月の自主計画の公表後もその上積みを拒否していた。しかし、1995年5月16日に米国政府が制裁リストを公表すると、日本自動車メーカーの対応が変化した（日本経済新聞社、1995、136頁）。特にトヨタは、制裁総額59億ドルのうち43%の負担を強いられるため、制裁回避を強く望んだ。²³⁾

第2に、通商交渉の結果決まる自国の通商障壁 t_0 は、自国の国内構成員の政策選好 t_c によって異なる。特に国内構成員の政策選好は、国内構成員や外国政府のウインセットによって制約される領域①や領域③での通商障壁 t_0 の水準に影響を及ぼす。

自国の国内構成員が保護貿易志向を弱める場合 ($t_c < t_c$) には、外国政府の制裁と自国の通商障壁の関係は曲線 $A'B'C'D'$ のように表される。国内構成員のウインセットが広がる結果、領域①や領域③の大きさが影響を受け、そこでの自国の通商障壁 t_0 が低下する。

日本自動車工業会は、1994年3月、「国際協調のための自工会アクションプラン」を公表し、日本自動車メーカー各社が米国製部品購入の自主計画を公表した。この背景には、米国政府による日本自動車業界を対象にした制裁の可能性と通産省の要請²⁴⁾があった。通産省が米国の制裁を回避するために行政指導に乗り出し（日本経済新聞社、1995、182-183頁）、日本自動車メーカーの選好は保護主義志向を緩めた（図5の点A→点A'の移動）。

第3に、自国の政府と国内構成員の選好を所与とした場合、通商交渉における行為主体の影響力は外国政府の制裁の程度によって異なる。外国政府の制裁が強まるにつれ、通商交渉の影響力は、国内構成員から自国政府へ、そして外国政府へと移動する。

通商交渉の結果は、各行為主体の相対的な影響力を反映して異なる。外国政府の制裁が弱い領域③では、国内構成員の影響力がもっとも強く、交渉結果は $(t_d, 0)$ となる。外国政府の制裁が強い領域①では、外国政府の影響力がもっとも強く、交渉結果は (t_a, t_a^*) となる。その中間の領域②では、自国政府の影響力がもっとも強く、交渉結果は $(t_p, 0)$ となる。

1993年9月に日米自動車・同部品交渉が開始されたとき、米国政府の制裁の可能性は低かった。1994年8月に米国の国会議員が政府に通商法301条の発動を要請すると共に、制裁の可能性が高まった。そして米国政府は、同年10月に日本の補修部品市場の規制に通商法301条を適用し調査を開始し、1995年5月16日に制裁リストを公表した。こうして、制裁の圧力は交渉過程でしだいに高まり、それと共に交渉の影響力は、初期の日本自動車メーカーから最後には米国政府に移った。

5 む す び

本稿は、外国政府の制裁の威嚇が国際通商交渉の結果に及ぼす影響について検討した。本稿の主要な結論は以下のように要約される。

外国政府による制裁が通商交渉の結果に及ぼす影響は、貿易自由化に対する政府と国内構成員（議会）の政策選好の乖離度に依存して異なる。第1に、自国の政府と国内構成員（議会）の選好が十分に近似している場合には、外国政府による制裁は、自国の通商障壁を低下させ、外国の通商障壁を上昇させる。第2に、自国の政府と国内構成員（議会）の選好が適度に乖離している場合には、外国政府による制裁は、通商交渉の結果に影響を及ぼさない。第3に、自国の政府と国内構成員（議会）の選好が十分に乖離している場合には、外国政府による制裁は、自国の通商障壁を低下させるが、外国の通商障壁には影響を及ぼさない。

最後に今後の課題を指摘しむすびとしよう。本稿では、政府内（例えば、通産省と運輸省）の選好が統一されていると想定されている。しかし、省庁間の政策選好に相違がある場合には、異なる結果が予想される。この点についての検討は今後の課題としたい。

注

*本稿は、科学研究費補助金（基盤研究(B)1)課題番号13430003）による研究成果の一部である。

- 1) この共同声明の要点は2つあった。第1に、市場アクセスの増大であり、第2に、各分野で達成された成果を評価する客観基準の導入である。この他に、交渉を円滑に進める上での基本原則として、政府間交渉の対象を政府の責任の及ぶ範囲に限定することが確認された。
- 2) クリントン政権がこのような対日通商政策において参考にしたのは1986年と1991年に締結された日米半導体協定である（Tyson, 1993）。この協定で、米国政府は、通商法301条を有効に用いることによって、米国製半導体の輸出拡大（日本の輸入自主拡大 VIE）に成功した。
- 3) このモデルは、Milner and Rosendorff (1997), Mansfield et al. (2000, 2002), Dai (2002), 石黒 (2003a) などの国際通商交渉の2レベルゲーム分析の延長線上にある。
- 4) 米国政府の交渉代表者は大統領であり、日本政府の交渉代表者は内閣総理大臣である。日米自動車・同部品交渉では、その代理人としてマイケル・カンター USTR 代表や橋本龍太郎通産大臣などが交渉を担当した。日本政府の国内の交渉相手は、議会ではなく、日本自動車工業会（業界団体）である。以下において議会とは、議会または業界団体のような国内構成員のことである。
- 5) 関税率が輸入禁止の関税率に近づくにつれ、直接投資が増大する可能性がある（Donnenfeld, 2003）。この点についての考察は本稿では捨象する。
- 6) 日米自動車・同部品交渉では、日本自動車工業会が日本国内の拒否権を持っている。
- 7) 通商法301条の経済分析については McMillan (1990) も参照のこと。
- 8) 米国政府によれば、米国の自動車部品メーカーは、米国でも日本でも日本企業によって不利な取り扱いを受けている。外国製自動車部品は、米国市場では32.5%を占めているが、日本市場では2.6%しか占めていない（通産産業省, 1997, 114-115頁）。米国政府の日本の自動車・同部品市場の評価については、U. S. Trade Representative (1995a, 1995b, 1996) を参照のこと。
- 9) 米国政府によれば、日本では自動車メーカーと系列のディーラーが緊密な関係にあり、外国車は不利な取り扱いを受けている。米国のディーラーの80%は、米国車とともに輸入車を販売している。日本では、日本車と輸入車を販売しているのは20%、日本車と米国車を販売しているのは7%にすぎない（通産産業省, 1997, 115頁）。
- 10) 数値目標の設定については、日本政府は日米半導体協定を教訓としそれを拒否した。日米半導体協定では、外国製半導体の日本市場でのシェア20%という数字が明記されていた。日本はこれを努力目標としたが、米国はこれを保証と受け取り、20%に達しないと1987年3月に制裁を実施した。
- 11) 1995年6月、運輸省は、「重要保安部品」や「構造等変更」に関連する道路輸送車両法の64条と67条の改正を発表した。
- 12) 1992年1月の宮沢首相とブッシュ大統領との首脳会談の際に、日本自動車メーカーは、通産省の要請で1994年度に190億ドルの米国製部品購入の自主計画を公表した。このときの経験から、米国政府は同様の数値目標を要求し、日本政府はそれを拒否した。
- 13) 従来の日米自動車交渉では、1981-1993年の輸出自主規制（VER）では貿易管理令によって通産省の行政指導が行われ、1992年の自主計画の作成の際にも通産省の行政指導が行われた。米国は今回の交渉でも通産省の関与を要求したが、通産省は最後までそれを拒否した。米国の対日通商交渉については、Schoppa (1993, 1997) や Lincoln (1999) を参照のこと。

- 14) この時期に米国政府は、部品購入計画が政府間交渉の対象外となったために、日本自動車メーカーと直接交渉する方針を固めた（通商産業省、1997、73頁）。と同時に、制裁の威嚇の対象も、通産省から日本自動車メーカーに移った。
- 15) 制裁の圧力は、円高（1995年4月19日、1ドル=79円）によっても高まっていた。日本自動車メーカーは円高によってすでに損益分岐点の周辺で高級車の対米輸出をしていた（日本経済新聞社、1995、120-122頁）。
- 16) 制裁候補リストに挙げられた自動車モデルは以下の13車種である。ホンダ：アキュラレジェンド、アキュラ 3.2TL、トヨタ：レクサス LS400、レクサス SC400、レクサス SC300、レクサス GS 300、レクサス ES300、日産：インフィニティ Q45、インフィニティ J30、インフィニティ I30、マツダ：929、ミレニア、三菱：ディアマンテ（4ドアセダン）。これらの自動車の1994年度の輸入額は約59億ドルである（通商産業省、1997、146頁）。
- 17) 米国政府の301条適用に対して、日本政府は以下の点を WTO 違反とした。第1に、一方的措置による関税引き上げは GATT 第1条（日本だけに100%の関税を賦課し最恵国待遇違反）と第2条（関税譲許表では2.5%を表示）に違反する。第2に、通商法301条に基づく認定や一方的措置のリストの公表は WTO 紛争解決協定第23条に違反する（通商産業省、1997、157頁）。
- 18) 日米両国政府の行動に対する各国の反応（OECD 閣僚理事会、1995年5月24日）は、米国の通商法301条による一方的処置については反対しながらも、日本市場の閉鎖性については米国の主張を理解するというものであった（日本経済新聞社、1995、118頁）。
- 19) 1995年6月28日の最後の閣僚会談で、日本政府が米国政府に日本自動車メーカーの自主計画の「概要」を提示し、交渉は妥結した。この日米両国政府の合意を確認した後、日本自動車メーカー各社は以下のような自主計画を公表した。トヨタ「新国際ビジネスプラン」、日産「グローバル構造改革方針」、本田「ホンダのグローバルオペレーションについて」、三菱「国際協調に関する中期展望」、マツダ「国際的企業活動展開にかかわる基本方針」（日本経済新聞社、1995、62、76-96頁）。
- 20) 米国政府は、1998年までに日本自動車メーカーが米国製部品の購入を67.5億ドル増大し、北米での完成車生産を210万台から265万台に増大すると見積もった（通商産業省、1997、177頁）。
- 21) 日米自動車交渉では、拒否権を持つ日本の国内構成員は、議会ではなく、日本自動車メーカー（日本自動車工業会）である。
- 22) 日米自動車・同部品交渉における米国企業の政府や議会に対する政治的圧力については、U.S. Congress (1993, 1994a, 1994b) を参照のこと。
- 23) トヨタは、1995年5月3日の時点で自主計画の公表を検討していた。しかし、通産省の要請でそれを自粛していた。さらに、1995年6月中旬頃から、通産省の牽制にも関わらず、制裁回避のために米国政府との接触を試みていた（日本経済新聞社、1995、76-77、137-138頁）。トヨタの自主計画の内容は以下のようなものである。①北米での現地生産能力を1996年の90万台から1998年には110万台に拡大する。②米国内に年産10万台水準の第3工場を建設する。③部品の現地調達率を NAFTA 基準（1994-97年50%、1998-2001年56%、2002年以降62.5%）とする（日本経済新聞社、1995、77-78頁）。
- 24) 1994年2月初旬、通産省は、日本自動車メーカーによる米国製部品購入の（政府が関与しない）自主計画の作成について検討していた。しかしこの時期には、自動車業界側はこの通産省の提案

に反対していた（『日本経済新聞』，1994年2月5日）。

参 考 文 献

- Dai, X. (2002) "Political Regimes and International Trade: The Democratic Difference Revisited," *American Political Science Review*, Vol. 96, No. 1, pp. 159-165.
- Donnenfeld, S. (2003) "Regional Blocs and Foreign Direct Investment," *Review of International Economics*, Vol. 11, No. 5, pp. 770-788.
- Lincoln, E. (1999) *Troubled Times: U. S. -Japan Trade Relations in the 1990s*, Washington, D. C.: Brookings Institution Press.
- Mansfield, E., Milner, H. and B. Rosendorff (2000) "Free to Trade: Democracies, Autocracies, and International Trade," *American Political Science Review*, Vol. 94, No. 2, pp. 305-321.
- Mansfield, E., Milner, H. and B. Rosendorff (2002) "Replication, Realism, and Robustness: Analyzing Political Regimes and International Trade," *American Political Science Review*, Vol. 96, No. 1, pp. 167-169.
- McMillan, J. (1990) "The Economics of Section 301: A Game-Theoretic Guide," *Economics and Politics*, Vol. 2, No. 1, pp. 45-57.
- Milner, H. and B. Rosendorff (1997) "Democratic Politics and International Trade Negotiations: Elections and Divided Government as Constraints on Trade Liberalization," *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 41, No. 1, pp. 117-146.
- Putnam, R. (1988) "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games," *International Organization*, Vol. 42, pp. 427-460.
- Schoppa, L. (1993) "Two-Level Games and Bargaining Outcomes: Why Gaiatsu Succeeds in Japan in Some Cases but Not Others," *International Organization*, Vol. 47, pp. 353-386.
- Schoppa, L. (1997) *Bargaining with Japan: What American Pressure Can and Cannot Do*, New York: Columbia University Press.
- Tyson, L. (1993) *Who's Bashing Who? : Trade Conflict in High-Technology Industries*, Washington D. C.: The Institute for International Economics.
- U. S. Congress (1993) *United States-Japan Trade Negotiations*, Senate Committee on Finance, Subcommittee on International Trade, 103rd Congress, 1st Session, November 8.
- U. S. Congress (1994a) *Oversight of U. S. -Japan Auto Parts Framework Negotiations: What's Needed to Get Results*, Senate Committee on Governmental Affairs, Subcommittee on Oversight of Government Management, 103rd Congress, 2nd Session, February 3.
- U. S. Congress (1994b) *United States-Japan Trade Relations*, House Committee on Ways and Means, Subcommittee on Trade, 103rd Congress, 2nd Session, March 15.
- U. S. Trade Representative (1995a) *The President's 1995 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers* (http://www.ustr.gov/html/1995_contents.html).
- U. S. Trade Representative (1995b) *1995 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program* (http://www.ustr.gov/html/1996_tpa_contents.html).
- U. S. Trade Representative (1996) *1996 National Trade Estimate* (<http://www.ustr.gov/html/>

1996_contents.html).

石黒馨 (2003*a*) 「国際政治経済学」中西訓嗣他編『国際経済理論』有斐閣, 327-347頁。

石黒馨 (2003*b*) 「自由貿易地域の形成と国内政治」『国民経済雑誌』第187巻第1号, 77-97頁。

谷口将紀 (1997) 『日本の対米貿易交渉』東京大学出版会。

通商産業省編 (1997) 『日米自動車交渉の軌跡：新たな日米経済関係構築への取り組み』通商産業省調査会出版部。

日本経済新聞社編 (1995) 『ドキュメント 日米自動車協議：「勝利なき戦い」の実像』日本経済新聞社。